

災害時相互応援に関する協定

日立市、小山市、新座市、豊川市及び西尾市(以下「協定市」という。)は、いずれかの市域において、地震等の大規模な災害が発生し、被災した市(以下「被災市」という。)が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被災していない市が友愛的精神に基づき行う被災市の応急対策、復旧対策及び災害からの復興を円滑に遂行するための災害時相互応援(以下「応援」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 災害からの復興活動に必要な職員の派遣及び資器材の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認める事項

(幹事市及び副幹事市)

第2条 応援を円滑に遂行するため、幹事市及び副幹事市を置く。

2 幹事市及び副幹事市に関し必要な事項は、別に定める「災害時相互応援に関する協定実施細目」による。

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災市(以下「応援要請市」という。)は、次に掲げる事項を明らかにし、幹事市に、口頭、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、応援要請市は、必要事項を記載した文書を、後日速やかに幹事市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 第1条第4号及び5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援に努めるものとする。

2 前項の規定により応援する協定市(以下「応援市」という。)は、災害発生直後、応援のため職員を派遣する場合には、派遣職員自ら消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(自主的活動)

第5条 被災市以外の協定市は、激甚な災害による通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、相互に連絡調整し、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

2 前項の規定により自主的に応援を行う協定市(以下「自主応援市」という。)は、被災市に到着後、応援内容等を被災市に速やかに連絡するものとする。

3 自主応援市は、応急対策、復旧対策及び災害からの復興に必要な情報の収集を行い、その情報を被災市に提供する。この場合において、自主応援市は、自律的活動に努めるものとする。

4 自主応援市は、応援中に直接被災市から第3条の規定による要請を受けたときは、第4条の規定により応援するものとする。なお、被災市は要請後速やかに第3条の規定に基づく手続きを行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担については、別に定める「災害時相互応援に関する協定実施細目」による。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、あらかじめ応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の締結後、住民基本台帳人口が15万人以上20万人未満の市からこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情がない限り協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第10条 この協定を証するため、本協定書5通を作成し、各市は記名押印の上、各1通を保有する。

(協定の発効)

第11条 この協定は、平成28年3月18日から効力を発生するものとする。

平成28年3月18日

茨城県日立市助川町1丁目1-1
日立市

日立市長 小川 春樹

栃木県小山市中央町1丁目1番1号
小山市

小山市長 大久保 寿夫

埼玉県新座市野火止1丁目1番1号
新座市

新座市長 須田 健治

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市

豊川市長 山脇 実

愛知県西尾市寄住町下田22番地
西尾市

西尾市長 榊原 康正